

東京都産業労働局

「東京都ベンチャー技術大賞」

事業説明会

令和4年5月13日



よくある質問(FAQ)

Q 募集内容の条件の(2)「製品・技術、サービスの開発が終了し、応募受付までに国内において、自社名義で販売又は提供を開始している製品・技術、サービス」について、「販売又は提供」とはどのような形を指しますか。

A 「販売又は提供」とは、「店頭に並んだ/HP上で販売開始のお知らせをした/EC販売を開始した等」、一般顧客が購入できるようになった状態をいいます。

Q 応募する製品・技術、サービスの販売実績は問われますか？

A 販売実績は不問です。

Q 過去に世界発信コンペティション等に応募した製品・技術、サービスについて、応募は可能ですか。

A 過去に、前身事業である世界発信コンペティション等に応募した製品・技術、サービスと全く同一の内容での応募はできません。

ただし、当該製品・技術、サービスに機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、応募することができます。その際は、どの点が改良されたのか応募用紙に明記していただく必要があります。

よくある質問(3) 応募資格について

Q NPO法人でも可能ですか。

A NPO法人は対象になりません。他にも、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特別目的会社、農事組合法人、任意のグループなども対象になりません。

| 種別 | 対象 |
|------------------------------|----|
| 株式会社 | ○ |
| 持分会社(合名会社、合資会社、合同会社) | ○ |
| 特定非営利活動法人 | × |
| 一般社団法人、一般財団法人 | × |
| 事業協同組合、商工組合 | ○ |
| 学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、農事組合法人 | × |
| 特別目的会社 | × |
| 任意のグループ | × |
| 個人事業主 | ○ |

よくある質問(4) サービス(役務)の提供に係る応募について

Q 昨年度までの前身事業である世界発信コンペティションでは、ベンチャー技術部門・サービス部門と応募枠が別れていましたが、今回サービス(役務)の提供は応募できますか。

A 応募可能です。今年度から一元化して、受付します。

Q サービス業なのですが、本事業の応募・受賞の対象になりますか？

A サービス(役務)の提供として、応募可能です。審査では、革新的で将来性のある製品・技術、サービスかを審査基準に沿って審査します。サービス(役務)の提供の受賞例として、以下の事例があります。

**<例> 自社開発の特殊バリカンによる出張理美容
(2019年度サービス部門)**

